宮城県栗原市金成大平13―38　エコロ・プラント㈱　宮城工場
大阪府岸和田市今木町101　池田化成工業㈱
栃木県下野市中大領308―2　㈱前田工業

認定番号	浄化槽の名称
4―11―H―002	ニッコー小規模浄化槽　浄化王―21型
〃　―1	浄化王―25型
〃　―2	浄化王―30型

建築基準法第68条の26第1項の規定に基づき、同法施行令第35条第1項の規定に適合する担体流動生物ろ過循環方式

製造者の住所・氏名	石川県白山市相木町383番地　ニッコー㈱ 代表取締役社長　吉田　誠
工場の所在地及び名称	埼玉県行田市藤原町1―21―1　ニッコー㈱　住設環境機器事業部 茨城県北茨城市磯原町上相田1099―46　日東電気㈱　磯原工場 宮城県栗原市金成大平13―38　エコロ・プラント㈱　宮城工場 大阪府岸和田市今木町101　池田化成工業㈱ 栃木県下野市中大領308―2　㈱前田工業

認定番号	浄化槽の名称
4―11―H―003	ニッコー小規模浄化槽　浄化王χ―5型
〃　―1	浄化王χ―7型
〃　―2	浄化王χ―10型

建築基準法第68条の26第1項の規定に基づき、同法施行令第35条第1項の規定に適合する担体流動生物ろ過循環方式

製造者の住所・氏名	石川県白山市相木町383番地　ニッコー㈱ 代表取締役社長　吉田　誠
工場の所在地及び名称	埼玉県行田市藤原町1―21―1　ニッコー㈱　住設環境機器事業部 茨城県北茨城市磯原町上相田1099―46　日東電気㈱　磯原工場 宮城県栗原市金成大平13―38　エコロ・プラント㈱　宮城工場 大阪府岸和田市今木町101　池田化成工業㈱ 栃木県下野市中大領308―2　㈱前田工業

認定番号	浄化槽の名称
4―11―H―004	ニッコー小規模浄化槽　浄化王χ―14型
〃　―1	浄化王χ―16型
〃　―2	浄化王χ―18型
〃　―3	浄化王χ―21型

○近畿地方整備局告示第二百三十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年九月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月九日　近畿地方整備局長　上総　周平

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	湖南市正福寺字丁子一四四〇番一から同市石部北二丁目二一〇四番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年九月十一日十三時

○近畿地方整備局告示第二百三十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年九月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月九日　近畿地方整備局長　上総　周平

㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　一号
㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
湖南市石部北二丁目二〇九七番四から同市石部北二丁目二一四六番二まで	前	一四・四〇～三〇・一六メートル	〇・三〇七キロメートル
	後	一四・四〇～三〇・一六メートル	〇・三〇七キロメートル

㈣　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百三十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年九月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月九日　近畿地方整備局長　上総　周平

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	湖南市石部北二丁目二〇九七番四から同市石部北二丁目二一四六番二まで	近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年九月十一日十三時

○九州地方整備局告示第百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年九月九日から二週間九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月九日　九州地方整備局長　中嶋　章雅

一　道路の種類　一般国道
二　路線名　四百九十七号
三　指定する道路の部分

区間	幅員	延長
長崎県北松浦郡佐々町沖田免字波恵崎一三六番二から佐世保市中里町一九九四番一まで	一〇・五〇～三五三・三七メートル	四・一五八キロメートル

四　指定する期日　平成二十三年九月九日